



医政看発 0910 第 5 号
平成 27 年 9 月 1 日

一般社団法人 日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局看護課長



母性看護学実習及び小児看護学実習における臨地実習について

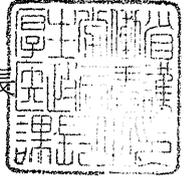
看護行政の推進については、平素よりご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、別添通知を各都道府県看護主管部（課）長あてに発出いたしましたので、御了知下さいますようお願いいたします。



医政看発 0910 第 4 号
平成 27 年 9 月 1 日

都道府県看護主管部（課）長 殿

厚生労働省医政局看護課長



母性看護学実習及び小児看護学実習における臨地実習について

看護師等養成所における臨地実習については、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」（平成 27 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 21 号厚生労働省医政局長通知）において、病院以外の施設も実習施設に含めることができることを示すとともに、臨地実習を充実させるために、実践活動の場以外で行う学習の時間を、臨地実習に含めて差し支えないこととしている。また、実践活動外学習の具体例について、「臨地実習における実践活動の場以外で行う学習について」（平成 24 年 6 月 14 日付け厚生労働省医政局看護課事務連絡）で示している（別添 1）。

近年の学校養成所の増加や少子化の進展に伴い、特に母性看護学実習及び小児看護学実習について、実習施設確保が困難であり、より具体的な例示を求める看護師養成所もあることから、下記に臨地実習の取扱いを改めて周知するとともに、実習例を示すので、御了知の上、貴管内の養成所への周知をお願いしたい。なお、准看護師養成所における母子看護実習においても参考とされたい。

記

1. 母性看護学実習及び小児看護学実習の実習施設としては、病院以外にも、診療所、保育所、小学校、中学校、保健センター、社会福祉施設等を含めることができること。
2. 具体的な例として、産科医療施設において実習を行わない場合の母性看護学実習の例と、病院の小児病棟において実習を行わない場合の小児看護学実習の例を示すので参考にさせていただきたいこと。（別添 2）
3. 実践活動外学習は、臨地実習を充実させることを目的としたものであることを踏まえつつ、臨地実習の時間を十分に確保した上で、その活用を推進していただきたいこと。

【照会先】医政局看護課

電話 03-5253-1111(内線 2595)
担当 習田、佐山

事務連絡
平成24年6月14日

各都道府県看護行政担当 御中

厚生労働省医政局看護課

臨地実習における実践活動の場以外で行う学習について

看護師等養成所における臨地実習については、実践能力を育成するためには、実習の事前準備や実習中あるいは実習後に振り返りを行うことが必要である等の観点から、平成23年3月に「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」(平成13年1月5日付け健政発第5号厚生省健康政策局長通知)の一部を改正し、臨地実習を充実させるために実践活動の場以外で行う学習(以下「実践活動外学習」という。)の時間を臨地実習に含めて差し支えないこととし、併せて「看護師等養成所の運営に関する手引きについて」(平成13年1月5日付け看発第1号厚生省健康政策局看護課長通知)の一部を改正し、実践活動外学習を行う場合には、各看護師等養成所が学習の目的、内容及び時間数を実習指導要綱等で明確にすることとしました。

上記通知の改正以降、実践活動外学習について、その具体例の提示を求める看護師等養成所もあることから、実践活動外学習を臨地実習に含めて差し支えないと考えられるものを下記のとおり示しますので、御了知いただくとともに、貴管内の養成所への周知に関して御協力をお願いします。

なお、実践活動外学習は、あくまで臨地実習を充実させることを目的としたものであり、教育の質の担保という観点からも、実践の場における学習時間を十分に確保した上で、その目的を明確にし、計画的に行う必要があることを申し添えます。

記

- ・ 実習内容に関連する施設等の見学
- ・ 実習を円滑に行うためのオリエンテーション
- ・ 臨地実習に関連したカンファレンス
- ・ 実習で提供する看護のエビデンスを確認するための文献検索
- ・ 患者に合わせた技術を提供するための演習
- ・ 機会が限られていることから、全員が体験することが困難な事象についての一部ビデオ等の活用

1. 産科医療施設において実習を行わない場合の母性看護学実習2単位 (3週間/90時間) の例

<第1週> 実践活動外の学内実習

紙上事例を用いたシミュレーション実習で、周産期における看護と看護技術を学ぶ。

各シミュレーションにおいて詳細な事例を準備する。学生は紙上事例において一連の看護過程を展開する。その一部として、立案した看護計画に沿って、モデル人形等を用いて看護を実践する。

【学内学習の内容】

使用器具、模型等	学習方法
妊婦ジャケット 妊婦腹部触診モデル人形	紙上事例に添って、学生が相互に妊婦役を務め、妊婦に対する適切な看護を学ぶ。
分娩期の経過に関するビデオ	ビデオを用いて、分娩期の経過や陣痛などの特徴を理解し、産婦に対する適切な看護を学ぶ。
母乳育児相談に関するビデオ 乳房マッサージ訓練モデル	ビデオを用いて、授乳の介助等、産じょく初期の看護や指導の技術を学ぶ。
沐浴に関するビデオ 沐浴用人形 沐浴槽	ビデオを用いて、新生児の沐浴について理解する。また、新生児（出生1～5日）の紙上事例に添って沐浴を行い、新生児に対する適切な看護を学ぶ。

<第2週> 臨地実習

- ・ 小学校、中学校において、ピアグループを活用した性教育に参加し、思春期を対象とした人間の性と生殖に関する健康教育について学ぶ。
- ・ 婦人科外来において、多様なライフサイクルにある女性の理解と必要な看護について学ぶ。

<第3週> 臨地実習

- ・ 市町村保健センターで、母親学級や両親学級、乳幼児健康診査に参加し、地方公共団体における母性及び家族への支援について学ぶ。
- ・ 子育て支援施設等で、地域住民向け育児サロンに参加し、母子やその家族の健康な生活と看護の役割について学ぶ。

2. 小児病棟において実習を行わない場合の小児看護学実習2単位 (3週間/90時間) の例

<第1週> 臨地実習と実践活動外の学内実習

臨地実習 (3日間)

保育所において、乳幼児の成長発達に合わせた遊びや生活を理解し、健康な小児及び家族への支援について学ぶ。

学内実習 (2日間)

健康問題がある小児とその家族に対する看護について、効果的に臨地実習で学ぶために、学内において実践活動外学習を行う。

【学内学習の内容】

使用器具、模型等	学習方法
障害児のコミュニケーションに関するビデオ学習	ビデオを用いて、コミュニケーションをとることが難しい場合の様々なコミュニケーション技術や実際のかかわり、遊び等について学び、適切な看護を理解する。
健康問題をもつ小児と家族に関する文献やビデオ (例) 小児がんで子供を亡くした親の家族会の活動記録や体験記、難病をもつ小児の生活に関する記録等	文献やビデオを用いて、健康問題をもつ小児と家族やその周辺に与える影響を学び、小児看護学における包括的な看護を理解する。

<第2週> 臨地実習

障害児入所支援を行う医療機関や施設において、対象の特徴を理解し、個別性を考慮した看護について学ぶ。

<第3週> 臨地実習

小児外来 (病院もしくは診療所) において、健康問題がある小児とその家族に及ぼす影響を把握し、適切な看護について学ぶ。